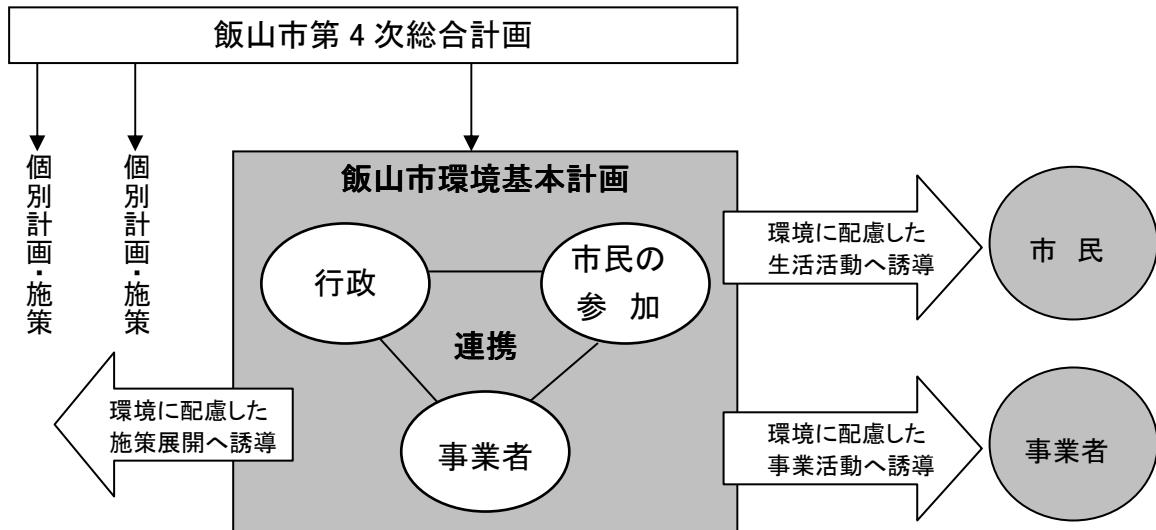


第2次飯山市環境基本計画の策定について

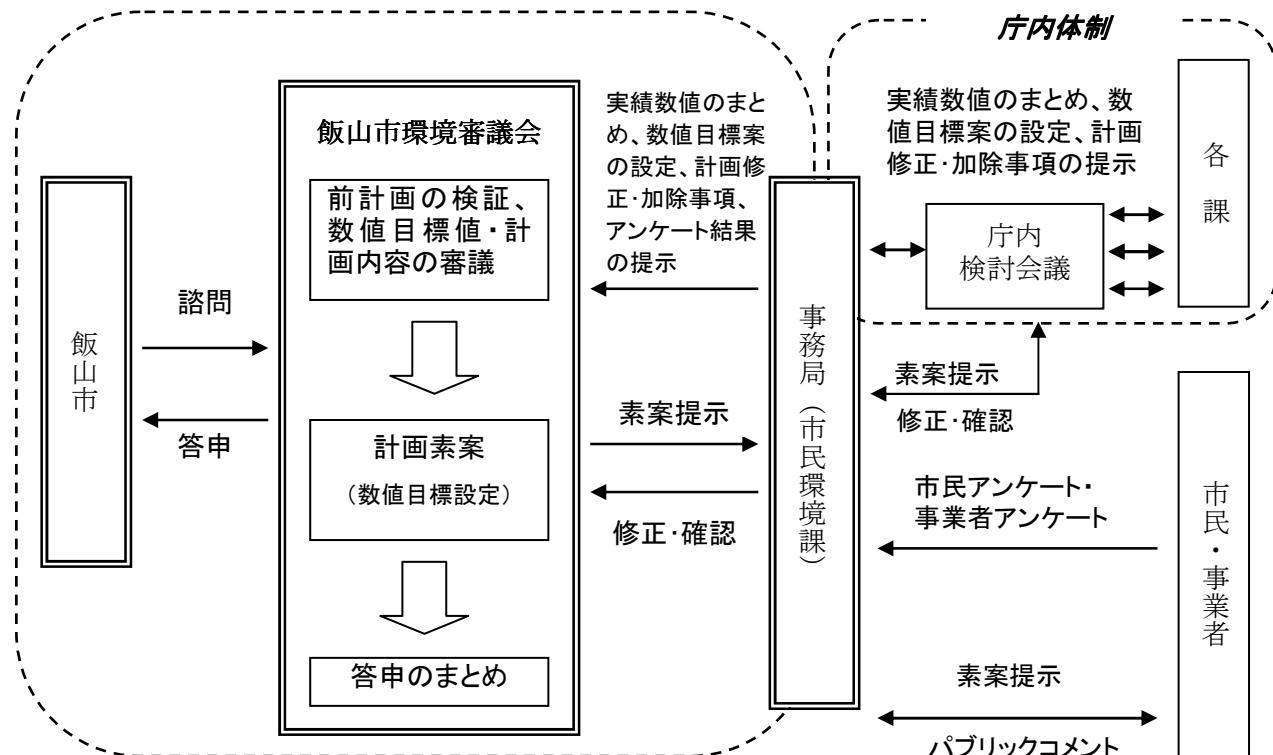
飯山市環境基本条例第7条に規定する環境基本計画を平成13年度末に策定（第1次計画）。本計画は平成14年から平成23年までの10年間の計画であるため、平成24年3月までに現在の計画を基に審議・検討を行い、第2次計画を策定する。

1. 環境基本計画の位置付け



2. 第2次環境基本計画策定までの流れ

飯山市環境審議会に第2次基本計画について諮問し第2次計画について審議いただき、審議会で出された意見を踏まえ府内検討会議で案を作成、審議会での再審議・パブリックコメントを経て、市長へ答申をいただき策定する。3月に議会への報告、計画の製本を行う。



3. 第2次環境基本計画の策定スケジュール

平成23年

1月	アンケート調査票配布	実施済み
2月～3月	調査票分析	
4月中旬～5月上旬	審議会委員の依頼→14名の委員に依頼済み	
5月27日（金）	第1回飯山市環境審議会開催、審議会への諮問（「飯山市環境基本計画の改定について」）	
6月～11月上旬	審議会での検討（月1回程度、全6～7回）	
11月中旬	素案作成	
11月下旬～12月下旬	素案に対するパブリックコメント募集	
平成24年		
12月下旬～1月中旬	パブリックコメント結果を踏まえた調整	
1月下旬	審議会より答申	
2月上旬～中旬	答申をもとに府内決定	
3月	3月議会での報告、製本	

4. 審議会での検討及び計画策定方法

- 平成13年度策定の環境基本計画をベースに、目標値の検証、時勢の変化や関係法令の改正等また市民及び事業所から回答を得た環境に関するアンケート結果を踏まえ、目標値も新たに設定し、時勢にあつた推進体制を示し、第2次環境基本計画としてまとめる。

5. 策定後の飯山市環境基本計画の役割

本計画は環境行政のマスタープランであるため、これまで同様、飯山市総合計画と連携する。また、市が策定する個別計画のうち環境に関する事項はこの計画を基本とし、施策や事業も計画との整合を図りつつ進めていくものとする。